

(発言を求める声あり)

- 10番 南 雲 動議を提出いたします。私の他5名の賛成議員がおりますので、発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、これを日程に加え、議題とすることをお諮り願いたいと思います。
- 議 長 発議書の提出をお願いいたします。

(発議書 提出)

ただいま南雲まさ子君より発議書1件が提出されました。所定の賛成者がおりますので、成立いたします。

お諮りいたします。提出された発議を日程に追加し、追加日程第1「発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について」を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

事務局より発議第1号を配付していただきます。

(発議書 配付)

議案審議の途中ではありますが、本日本日予定いたしました議事日程の審議が終了するまで時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することと決定しました。

引き続き審議をお願いいたします。

- 議 長 追加日程第1「発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について」、提案者の説明をお願いいたします。

- 10番 南 雲 発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について。

令和7年3月13日提出、提出者 松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者 松田町議会議員 北村和士、賛成者 松田町議会議員 武尾哲治、賛成者 松田

町議会議員 吉田功、賛成者 松田町議会議員 秋田谷光彦、賛成者 松田町議会議員 寺嶋正。

提案理由。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情が採択されたため。

2ページお願いいたします。「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書。

平均初婚年齢が30歳前後に上昇しており、男女ともに従来 of 氏名で信用、実績、資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、改姓時に必要な事務手続に手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大きく、経済界からもその影響を懸念し、法改正を求める声が上がっている。

政府は、旧姓の通称使用拡大を進めているが、海外渡航や資格認定、学術論文の記名などの公式な場面では、法的根拠のない旧姓の使用が認められないことが多くある。また、世界的に個人認証が厳格化する中で、2つの姓を使い分けることは、混乱や誤認リスクを引き起こし、個人の信用性に悪影響を与えかねない。実際、日本経済団体連合会も、結婚後に夫婦が同じ姓を名乗る義務が企業活動を阻害していると指摘し、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。

さらに、日本は世界で唯一夫婦同姓を義務づけている国であり、結婚後に改姓する人の約95%が女性という実態もあり、国連の女子差別撤廃委員会もこれまで4度にわたり、日本政府に対して女性が結婚前の姓を保持できる法整備を勧告している。

家族の形は多様化し、個人のアイデンティティを尊重する社会の中で、姓の選択の自由は尊厳と基本的人権の観点からも重要である。2021年には法務大臣が選択的夫婦別姓制度が導入されても戸籍の機能は維持されると述べていることから、法的な障害は薄れつつある。

こうした国内外の動向や多様性を認める社会の中での個人のアイデンティティの尊重のためにも、早急に氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化するよう強く要望する。

ここに松田町議会は地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月13日、神奈川県松田町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣殿。

議長 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ですね、お伺いをいたします。まず1点目は、この意見書の中でですね、中段に、さらに日本は世界で唯一夫婦同姓を義務づけているというふうにあります。たしか韓国や中国もですね、義務づけている国に当たるというふうには理解しています。これって、ちょっと誤った表現というのは訂正をしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

またですね、今、これはですね、氏姓の選択可能な婚姻というのは、全国的な話題としてなっていますけれども、まずその中でですね、解決をしないといけないのが、やはり子の姓をですね、どうするか。かなりですね、子供の姓というのを、子供の氏ですね、をどうするかという問題というのは、まず先にそこをですね、解決しなければいけないということで、この一番意見書の中で、一番下のこうしたところがありますけれども、早急に法制化をするよりも前にですね、やはり子供の将来的な選択方式によるのか、どうするのか、出産時に子供をですね、に選択ができない。そういった現状の中から、やはり子供の選択というものをどうするかというところをまず解決をしないとですね、早急な法制化というのは難しいのではないかなというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

10 番 南 雲 今まで私がいろいろこういう婚姻制度の法制化を求める…求めているものを見てきた中では、夫婦同姓を義務づけている国は日本だけというこの文言が盛り込まれていました。韓国というのは、ちょっと聞いていない状態なんですけれども。あと、姓をどうするかということは、やはりこの意見書を提出することで国のほうの審議が深まるという意味で、これを出させていただくので、姓をどうするかというのを松田町議会で決めるのではなくて、この法制化を要望することによって、姓も含めていろんなことが審議が進むことを目的として、法制化を求める意見書を出すことが適切だと判断しました。

9 番 井 上 私はですね、今の質問の中で、松田町議会で決めろとは一言も言っていません

ん。そういうつもりではなくて、そういった国民的な子供のですね、姓に関してどういうふうにすることがやはりその子供の将来ですね、子供の一生に関わることをですね、まず最初にそこを十分な国民の議論をすることが必要だというふうに思いますので、この意見書のようにね、早急に選択可能な法制…婚姻制度を法制化するのを求めちゃいけない。やはりその子供の姓の議論をもっと深めていかなければいけないというふうに思うことに対して、どうでしょうかというふうにお伺いをしました。

10番 南 雲 このことに関しては、総務文教常任委員会ですごくもんだことでありまして、(私語あり) 関係ない。それでは、そうですね、姓をどうするかということは、この意見書を出すことによって、その議論も進むということで、ぜひ出させていただきたいと思います。以上です。

9番 井 上 終わります。

8番 田 代 今、9番議員がお考えをお話しされましたけど、私はもっと具体的にお伺いいたします。基本的には氏姓の選択可能な婚姻制度、これ、全般的にはいいと思います。時代の流れで、私はこれを駄目だということは申しません。ただ、今回最大の懸念事項、これは子供の問題です。夫婦に2人の子供がいた場合に、子供の氏姓はどうなるんだということです。いいですか、仮に同じ家に住む家族が、4人家族がいたとします。1人の子供は父の氏姓、もう一方の子供は母の氏姓を名乗った場合に、玄関の表札が2つになるんじゃないかと思います。この場合、学校でのことや地域社会、そのときの子供たちの人権が守られるんでしょうかということをお尋ねしたいんですよ。いじめや差別など、子供たちにとって好ましくない影響、これを私は心配してます。だから、前回の採択のときにも、私はそれがあつたから、まだこの問題がしっかりするまでは議論をするべきだということで、私は反対しました。

これについて、提案者ばかりお話ししても、何かいじめのように聞かれると嫌なので、賛同された皆さん、この考えについてどういうふうに皆さん答えますか。それを聞きたい。

議 長 いかがでしょうか。

5 番 秋 田 谷 私は、相当前からね、国でお話を、話が出ていることで、私は前からこれは賛成な立場で、いつも考えております。私も確かにいろんな人の話をすると、出てくる話、田代議員からも出ましたけども、子供の姓をどうするのかということですけども、私もちょっと複雑な家庭で育ちましたので、家族の中で、兄弟の中で名字が違う立場で育ってきた者として申し上げますと、私どもは決して姓が違うということで兄弟がどうのこうのということだと思っただけで、その当時でも人に後ろ指というか、指を差されるようなことはなかったように私は思っております。こういう多様化のこの時代にね、女性活躍する時代に入っていますので、これは自由にね、姓を選択するべきじゃないかなと、私はそう思って私は賛成させていただきました。以上です。

8 番 田 代 秋田谷さん、丁寧な御回答ありがとうございます。ほかの賛成者の皆さん、いかがでしょうか。私の質問に対して。よろしく申し上げます。

12番 寺 嶋 私はこの趣旨は賛同するんですけども、家族ね、親と子供、家庭でこの姓、大人の姓、子供の姓についてもね、よく相談して決めるということが前提になると思うんですよ。だから、親と子でも名前が違うとか、子供がね、2人いたら、それぞれ相談すれば、子供の姓がね、違う結果もあり得ると思うので、そこはね、どうするのよじゃなくて、その法制化、そのほうは家族の中で十分に話し合っただけで決めるようになるんじゃないかと、なるようにね、すると思いますので、私はだから何とも言えませんが、そういうふうにするんじゃないかと思っております。以上です。

8 番 田 代 寺嶋議員に質問いたします。子供のときに相談する。ある程度の判断は、私たちが言えば小学校高学年、中学生、高校生ぐらいになれば相談にいろいろできると思います。しかしながら、生まれたばかりの子供、幼児、幼稚園、保育園、小学校1、2年にそういったことを相談できるんですかね。私はできないと思います。それを親のね、考えでいった場合にどうなのか。その辺も含めて、まだまだ議論しなきゃ駄目とは言いません。もう少し議論する時間が必要だというふうに考えています。よろしく申し上げます。その答えの中に。お願いします。

1 2 番 寺 嶋 確かにね、子供さんが判断できないという人もあるかもしれませんが、年齢的なもの。あるかもしれませんが、そこは親御さんもいる中で、生まれた家庭のその時々の中で判断できないといっても、やっぱり親がね、そこは十分に2人で話し合っ、今後の将来を決めるというふうになると思いますので、その判断できない人をどうするのかなという議論は、それはね、ちょっとそこまでの飛躍した考えはね、ちょっと私、ちょっとそこまでは回答できませんので。以上です。

8 番 田 代 今、議論が飛躍した考えと言われましたけど、これから現実的にそういう問題が私は起こると思っています。時間の関係もありますので、ほかにも皆さん全員に聞きたいんですけども、これで私の質問は終わりにします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 1 番 飯 田 私、氏姓の選択可能な婚姻制度について、もっと論議を深めるべきだというふうなことで、この早急なですね、意見書の提出には反対です。というのはね、今、子供の話がさんざん出てます。それで、今、じゃあ例えばこの氏姓の選択可能な婚姻制度に賛成してる政党、例えば立憲民主なんかはですね、じゃあその子供が生まれて、じゃあどっちの親の姓を受け継ぐかというふうなことになったときにね、立憲民主はですね、こういうことを言ってるんですね。それは、もし話がかからない場合には、裁判所に任せようと。まだこんなレベルなんですよ。そんなレベルのものをですね、意見書として出すのは、まだ早急じゃないかと思うんですね。もっとその辺がはっきり、例えば立憲民主でも何でもね、そういう場合にはこういうふうなちゃんとしたやり方がありますよとかならいんだけど、もう逃げちゃってるわけですよ。裁判所だって困っちゃうでしょう。どっち…投げかけられても。それが今の段階のレベルなんですね。

議 長 すみません、質疑の形でお願いします。討論は別の時間をとりますので。

1 1 番 飯 田 それで、氏姓の選択可能な婚姻制度なので、結婚して自分の好きな名字を選ぶのか、あるいは奥さんの名字を選ぶのか、それは2つに1つですよ。選ぶ方法というのは。ところが、もう一つ、旧姓の通称使用の拡大というのは、3つアンケートが出ると、これが一番多いんですね。そういうことに対してどう

いうふうにお思いでしょうか。

10番 南 雲 旧姓使用することによって弊害を持っている方がたくさんいらっしゃるという現状があるので、そのことも…そうなんですよ。（私語あり）だから…。

議 長 手を挙げて言ってください。

10番 南 雲 ですから、それを進めるように、もう本当にこれ、子供の姓の問題にしても、いろんな意見があって、生まれたときに決めてしまうとか、いろんな意見が出ていて、本当にだからこの法制化することによってそういった議論が進むということ、やっぱり識者の方もそうっておっしゃっていて、本当に進めるためには、やはり意見書をどんどんね、提出することが私は適切だと考えました。以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。1番、提出側なので質疑はできません。（私語あり）ほかに質疑ございますか。

質疑がないようでしたら、討論に入ってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

討論どなたかございますか。まず反対から。

8番 田 代 私は、発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

この氏姓の選択可能な婚姻制度について、先ほども質疑で皆様に尋ねましたけれども、最大の懸念事項は子供の問題です。夫婦に2人の子供がいた場合に、子供の姓はどうなるのでしょうか。仮に同じ家に住む家族が、1人の子供は父の氏姓、もう一方の子供は母の氏姓を名乗った場合に、学校や地域社会での子供たちの人権が守られるのでしょうか。いじめや差別など、子供たちにとって好ましくない影響を私は一番心配しております。氏姓の選択可能な婚姻制度については、夫婦の氏姓や婚姻の届出など、民法や関連する法令の改正の問題、そして何より子供たちが社会で健やかに暮らしていくための様々な影響を踏まえ、この制度改正は慎重に、よろしいですか、慎重に対応すべきです。

このようなことから、県内では横浜県議会をはじめ横浜市議会、鎌倉市議会、大和市議会、座間市議会は国会での早急な議論、深く慎重に議論をするための

意見書を内閣総務大臣、法務大臣、両院の議長に提出しております。よって、法制化を求める拙速な意見書を提出する前に、様々な議論を行ってほしい。特に子供の問題について、皆様が納得いくまで行ってほしい。そして、そのことが皆様が、国民の方が理解できるような方向になったときに国に求めるという考えから、今回の法制化を求める意見書の提出については断固反対します。議員の皆様におかれましては、私の反対討論の趣旨を十分に御理解いただき、御賛同くださるようお願いいたします。終わります。

議長 次に賛成の立場の討論がございましたらお願いします。

1 番 北 村 発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

その前に、選択的氏姓ですので、同姓と別姓で分かれているわけではなくて、選択的というところをちょっと大事に、要点として、それで困っている人の救済策というところで提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

選択的夫婦別姓制度を取り巻く状況については、意見書のとおりですが、もう既にアスリートや学者など一部の専門職だけの問題ではございません。インターネットの普及により、日本国内にいながら世界から仕事を受ける人々が増え、もう既に身近な問題です。松田町ではグローバルな人材育成に力を入れています。ALT、外国語指導助手を5人体制で配置し、令和7年度からは中学生のオンライン英会話授業を導入するなど、英語環境を充実させ、若者が世界へはばたく機会を増やす取組を進めています。

しかし、日本の婚姻制度がグローバルなキャリア形成の障害となるようでは、本末転倒ではないでしょうか。私たちは若者が世界で活躍できる未来を守るためにも、選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるべきです。

政府は、旧姓の通称使用を拡大する方針を示していますが、それでは根本的な解決にはなりません。通称使用ではパスポートや海外契約、学术论文の発表、国際資格認定において不便が生じ、身分証明の一貫性がとれなくなる問題があります。グローバル市場では、個人の名前がブランドの一部となることも多く、

婚姻による改姓で信用が低下する可能性がございます。海外の取引先が正式な身分証明書と異なる名前を見た場合、本人確認の手続が煩雑になり、契約の成立やビジネスチャンスを失うリスクもあります。時代が変わる中、日本の制度が変わらなければ、未来への若者の可能性を奪ってしまうことになりかねません。

また、松田町にとっても、世界とつながることは町の活力につながります。町の人口減少が進む中、世界で活躍しながらも松田町と関わり続けることで、新たなビジネスチャンスや地域経済の活性化が期待できます。例えば海外で得た知識や人脈を生かして、松田町にビジネスを持ち込み、地元経済に貢献することもできます。世界での経験が松田町の未来を切り開く力になります。そのための扉を開くための英語力向上施策じゃないのでしょうか。想像してみてください。皆さんにお孫さんがいるとします。かわいい孫娘さん。今の日本だと、男性の所得を100とすると女性の所得は75しかありません。さらに日本の男女格差は、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で146か国中118位という低い順位にとどまっています。じゃあ、もしその孫娘さんが、この国では自分の力を十分に発揮できないと感じたらどうでしょうか。自分を輝かせるために、一念発起して世界へ飛び出し、努力の末に成功をつかんだとします。苦勞を乗り越え、ようやく仕事も落ち着き、生まれ故郷の日本に帰ろうと決意する。しかし日本に戻り、結婚すると名字が変わる可能性が高くなり、これまで積み上げてきた実績が見えにくくなってしまいます。世界で闘い抜き、必死に築いたキャリアが日本の制度や慣習によって消えてしまうかもしれない。海外で働くというのは、想像を絶する苦勞が伴います。苦痛が伴います。それでも耐えて頑張ってきたのに、日本に帰ることでその努力がゼロになってしまう。それは悲劇以外の何ものでもございません。

本意見書の提出は、日本社会の価値観の変革を促す重要な一歩です。松田町で育つ若者が世界で活躍し、それが町の活力にもつながる未来を実現するために、今こそ法改正を求める声を強く上げるできます。確かに今まで新しい制度として氏姓別姓、氏姓同姓、変わることでいろいろな弊害もおきるとは思いま

す。ただ、今回については選択的のものであり、今困っている人を守る、救済の策として、私はここで求めるべき法改正を求めるべき声を強く上げるべきと思います。

以上、賛成を強くお願いし、討論を終わります。以上です。

議

長 ほかに討論ございますか。

ほかにないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。発議議1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。